

セッション2：国際比較

パネルディスカッション

モデレーター：

岩田 弘三（武蔵野大学 人間科学部 教授）

パネリスト：

ニコラス・バー（ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス 教授）

ローラ・W・パーナ（ペンシルヴェニア大学 教授・高等教育と民主主義同盟 理事）

魏 建国（北京大学 中国教育財政科学研究所 副所長・副研究員）

芝田 政之（九州大学 理事・事務局長）

濱中 義隆（国立教育政策研究所 高等教育研究部 総括研究官）

小林 雅之（東京大学 大学総合教育研究センター 教授）



岩田：それでは、各国のパネリストの皆様より、日本における所得連動型返還方式の導入に関する問題、給付型奨学金の問題、さらには高等教育の質保証の問題について幾つかアドバイスを頂きたいと思えます。

では、最初にバー先生、よろしくお願いします。

バー：濱中先生より、日本では全政党が給付型奨学金の導入を支持しているということが紹介されました。これは、学生支援制度の根底にある哲学に関して、濱中先生がおっしゃっていたことに直接つながると思えます。したがって、私のほうでも、基本に戻って、高等教育の財政の哲学に関する私の考えについて、お話ししたいと思います。

もし私たちが質、アクセス、規模という高等教育財政の三つの目的について一致するならば、出発点にあるべき基本原則とは、経済的に困窮する学生を支援するということよりも、むしろ、高等教育のもたらす社会的便益に対して納税者は費用を負担すべきであるという原則だと思えます。高等教育が個人にとっての便益よりも大きな便益を社会に対してもたらすということをお我々は知っています。したがって、それに対しては納税者が費用を負担すべきです。

他方で、個人も、自分が受ける個人的便益に対して



は対価を払うべきです。つまり、受益者負担の原則です。ところが、受益者、すなわち学生は、若い時代には大学の費用を賄うことができません。経済学用語で言えば、「流動性制約」が起きます。したがって、ローンの目的とは、経済学でいう「消費の平準化」を可能とするようにすることだと言えます。

例えば、皆さんは年金の保険料を払っていますね。これはつまり、現在の私から未来の私に対して所得を再分配しているということです。これが消費の平準化といわれるものです。同じように、学資ローンは、壮年期の私が、若い時の私に所得を再分配するものです。つまり、学資ローンの哲学とは、若い人たちが受益者負担の原則を実行できるよう消費を平準化するという点にあります。

しかしながら、消費の平準化が機能するためには、何らかの保険をかけなければいけません。その理由を説明しましょう。住宅購入のためにお金を借りる場合は、購入した住宅そのものが物的保証になります。これは借り手にとっても貸し手にとっても公平で低リスクのローンです。ところが、学位を取得するためにお金を借りるとなると、そのリスクは相当高いものです。なぜなら、学位を取得できないかもしれないし、たとえ学位を取得したとしても、高い収入を得られるかどうかは分かりません。平均的には、学位取得者のほうがより多くの収入を得ています。しかしこれは平均であって、実際にはいろいろなパターンがある、つまりハイ・リスクなのです。

したがって、学位取得にかかる経費を若い人たちがローンによって賄うためには、将来の低収入に備えた保証が必要となるのです。所得連動型の返済方式は、今月、今年、つまり一定期間の低収入に備えて保証を提供するものです。また、25年ないしは30年経過後に返済を免除するという制度は、生涯にわたっての低収入に対して保証を提供するものです。

これが、私が考えるローン制度の哲学です。つまり、ローンは経済的困窮者のためにあるのではなく、受益者負担という原則を実現するためのものなのです。ただし、若い人は進学費用を払うことができないので、彼・彼女らに対して消費の平準化へのアクセスを与える必要があるのです。

次に、イギリスにおいて競争原理はどのように機能しているのか、また、質保証はどのように行われているのかという問題についてお答えします。

質保証を欠いた競争というのはひどい結果をもたらします。というのも、大学は、これから入学してくる学生たちよりも多くの情報を持っているからです。このことが非常にまずい結果をもたらすのです。競争は常に質保証との組み合わせで行わなければなりません。どんなものであれ質保証が必要だと言われるのは、通常人々は商品の品質について十分な知識を持っていないからです。

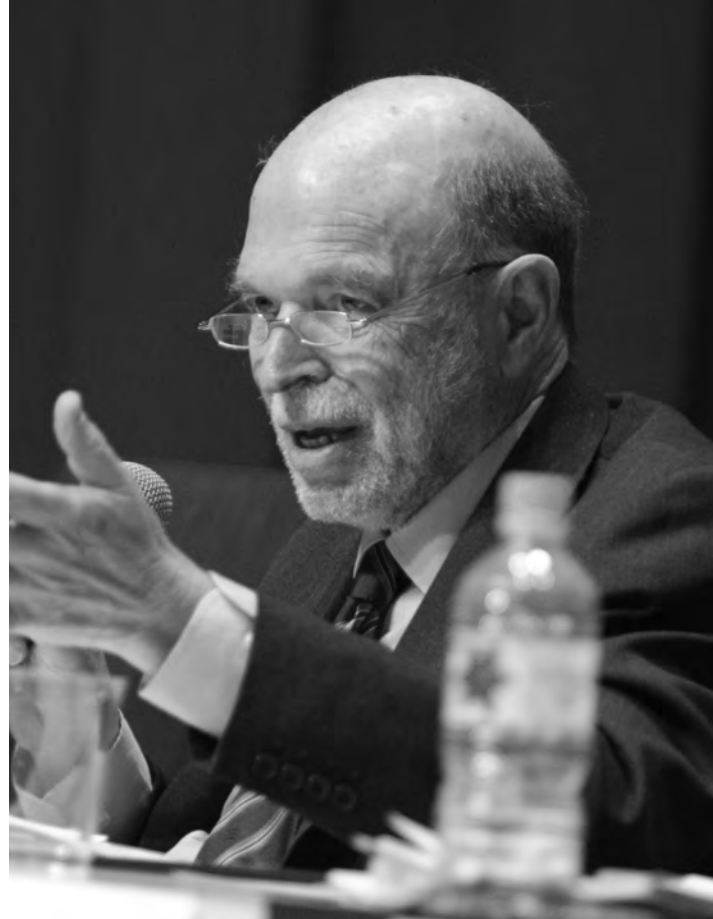
したがって、質保証の最善の方法は、商品の品質について消費者が知りたいと思う情報を提供することです。では、16歳の優秀な高校生だったら、大学について何を知りたいでしょう。関心事は三つあると思います。「楽しいところだろうか?」「良い教育を受けられるだろうか?」「良い仕事に就けるだろうか?」

「楽しいところだろうか?」 イギリスやアメリカには優れた大学ガイド本がたくさんあります。

「良い教育を受けられるだろうか?」 ロンドン・スクール・オブ・エコノミクスでは、私が教えているすべてのコースにおいて、学生たちは、授業評価アンケートに回答することになっています。現在のところ、アンケート結果は学内でのみ公表されていますが、私はこれらの情報は、その他の情報、例えば、クラスの規模、一週間当たりのコンタクト・アワー、専任教員による授業かそれとも大学院生による授業か、レポートは何本課されているか、また、提出したレポートはコメント付きで速やかに返却されるか、といった情報とともに、大学のウェブサイト公表するよう、法律によって義務付けるべきだと考えています。これが「良い教育を受けられるだろうか?」という疑問への回答の始まりです。

「良い仕事に就けるだろうか?」 大学には、卒業生がどうなっているか、卒業後6か月以内に就職しているのは何人か、取得した学位と何らかの関わりのある職に就いているのは何人かといった情報を、ウェブサイトにおいて公表してもらいたいものです。

これらが質保証の全てではありませんが、こういったことが質保証のための強い武器になると考えます。イギリスは、この点においては良い嚆矢こしとなっていると思います。大学に対してはこうした情報を迅速にかつ正確に開示するよう求めなければなりません。ただし、大学は自分たちのコースの素晴らしさを誇張してアピールする危険性もありますので、しっかりと監視しなければなりません。そして、事実とは異なる情報



を提供する大学に対しては、厳しい罰則を科すような仕組みを持つことも必要です。

岩田: バー先生、どうもありがとうございました。それでは、パーナ先生、お願いいたします。

パーナ: 最初に、所得連動型返済方式についてコメントしたいと思います。バー先生のお話に対し少し付け加えるような形になります。

アメリカでは、所得連動型返済方式が持つ課題について様々な研究が行われてきました。そのうちの一つのテーマは、この制度にかかるコストです。アメリカにおいて、所得連動型の返済方式の拡大に関する予測のなかで、これは納税者の負担を増やすだろうという予想がなされ、さらに、この制度がリスクなローン利用を促進してしまうのではないかという懸念が示されました。ある研究によれば、月賦額を減らして返済期間を延長することによって、制度運用費用は3分の1増額となるだろうという試算がなされています。このほかにも、利子補給と返済免除にかかる費用があります。

これだけコストがかかるにも関わらず、オバマ大統領は今年の夏、所得連動型返済方式の拡大を提起しました。具体的には、制度利用者を追加で500万人増やすこと、そのために210億ドルの予算増額が提案されました。

ここには我々が直面している哲学的な問題が生じることは明らかです。つまり、制度にかかるコストはそ



の便益に見合うものなのかどうかという問題です。というのも、政府が高等教育の費用をより多く負担するということは、高等教育がもたらす社会的な便益を認めるということを意味しているからです。

また、その他の哲学的な問題として、平等性に関する問題があり、これは特に検討を要するものだと考えています。「優秀な学生たちのために機会均等を。」これは面白いフレーズです。アメリカにおいて十分に議論されていないと思うのは、様々な経済支援を受けるための資格に関するものです。支援するに当たり、経済的必要性（ニード）がどの程度強調されるべきか、そして（あるいは）、アカデミック・メリット [の基準] がどの程度考慮されるべきかという問題です。何が正しいアプローチなのかということについては非常に大きな議論があり、今日は各国のレポートにより、この二つの異なる基準をどのように支援プログラムに取り入れているのかということを知ることができ、非常に面白かったです。

アメリカの文脈で私が議論しているのは、アカデミック・メリットが一定の学業達成（achievement）を評価しているように思われる一方で、そのアカデミック・メリットが何であれ、達成する機会を持っているのは誰かという観点から考慮すべき、埋もれた問題が

あるということです。

アメリカにおいては、SATや入学試験その他何らかの試験のスコアを基準とした場合、それらのスコアが家庭の世帯収入と強い相関関係にあるということが明らかになっています。従って、試験の成績だけを基準にするということは、富裕層の人たちを支援するというのを自ずと含意してしまうのです。

また、もしGPAに焦点を当てるなら、あるいは、試験のスコアでもそうですが、基準を満たすように準備をする機会を持つことができるかどうかという意味では、学生たちが通う学校、つまり初等・中等教育において通う学校によっても違いが出てきます。

こうしたアカデミック・メリットの背後に隠されている問題について考えること、すなわち、試験の結果といった基準が果たして機会均等という目標達成のための正しいアプローチなのかどうかということを考えることが、非常に重要だと考えています。これは、理念的なテーマです。

なお、ここで持ち出すことが適切かどうか分かりませんが、我々がきちんと話をしていない問題で、個々の質問にお答えする前に少しか触れておきたいのが、年齢の高いあるいは従来とは異なる年齢層の学生たちでよい結果を修めていない人たちのことをどの程度考慮しているかという問題です。

アメリカでは、高校卒業後直ぐに大学に進学するのではなく、一定期間働いた後に進学する学生が増えています。こうした人たちが抱える経費支弁の問題とはどのようなことか、また、年配の学生たちに対して、どのような相対的な責任があるのかといったことについて、アメリカでは理解が進んでいません。これがちょうど私が考えていたテーマであり、各国の皆さんにも聞いてみたいところです。

さて、質保証についてです。果たしてアメリカに質保証のシステムがあるのかどうかということも議論できるのですが、アメリカにおける高等教育の質は、ア Krediteーション（適格認定）を通じて監視されることになっています。したがって、もしある高等教育機関がア Krediteーションを受けているならば、それは一定の質の教育を提供しているということの証拠となるわけです。

最近、果たしてこれで十分なのかということということがより注目されるようになってきました。アメリカのシステムにおいて明らかな問題の一つは、このシス

テムが市場原理を基本とするシステムだという点です。このことは、アメリカには膨大な数の多種多様な高等教育機関が存在しているということからも分かります。ある程度は、これにはメリットがありました。消費者あるいは雇用者のニーズが、伝統的な高等教育機関によっては充足されなくなったために、新たな高等教育の提供者が発展してきたのです。

アメリカでは、過去10年くらいの間に、営利目的の高等教育機関が増加し、今や全体の4分の1を占めるに至っています。このことが、アメリカにおいて質保証の問題に対する吟味の必要性が高まったことの要因だと考えます。

また、アメリカにおける高等教育の市場原理を加速させる別の要因は、大学の費用負担の責任のシフトにあります。かつては、公的な高等教育機関については、州政府が実質的な費用負担者でした。しかし、特に経済不況が起きたときに、各州が学生一人当たりの配分額を減らすにつれて、高等教育機関は、自ら授業料を設定する権利を獲得すべく、活発なロビー活動を展開し、多くの州においてこれが認められてきたのです。大学が自ら授業料を設定することができるようになると、何が起きるのでしょうか？もちろん、授業料の値上げですね。授業料高騰の一つの要因がここにあります。

このように、営利目的機関の拡大と授業料の高騰が、質保証に対する関心をますます高めることになったのだと思います。

私は、質保証は、成果を検証すること自体というよりは、むしろ消費者を保護するという形で進められてきたと考えています。それ自体、消費者保護問題への対応として企画立案された、いくつかの施策があります。その一例がカレッジ・スコアカードです。オバマ政権によって発案され施行されたもので、私が先ほどお話ししたもので、ウェブサイトでも公表されています。これは、高等教育機関に適用される評価指標及び指標ごとの各機関の業績を示すものです。ただし、これにはいかなる制約も課されず、また、何らの説明責任も伴っていません。

最近、オバマ政権は、カレッジ・スコアカードを、ある種の格付け制度へと変革することを提案しました。その提案によれば、新しい制度は、大学に対して一定の制約を課し、各大学の業績に応じて、学生への経済支援を引き続き得られるかどうかを決めるとい

た仕組みを意図しています。

私の個人的見解では、これはおそらく実現しないと思います。アメリカの政治的風土がこれを許さないでしょう。アメリカ全体の高等教育機関に共通に適用できる、意味のある簡明な評価方法を何とか見出そうとする非常に重要な問題提起なのですが、この問題を解決するにはまだしばらく時間がかかるだろうと思っています。

例えば、卒業生が高収入の仕事に就いているかどうか、卒業生の対所得債務率はどうなっているかによって規制を行う「利益ある雇用 (Gainful Employment)」、これらも一つの消費者保護メカニズムですが、これは、営利目的の高等教育機関をターゲットとしています。しかし、営利目的の機関というのは、民間企業であって、彼らは非常に強力なロビー集団を持っていて、こうした法律が施行されないように活動を行っています。

アメリカにおける質保証に関する議論が、様々異なる状況を通じて質保証に関する良い事例となるかどうか、何とも言えません。

岩田：パーナ先生、ありがとうございます。濱中先生からは、所得連動型返還の導入については、卒業しても所得の低い職に就いたり、あるいはドロップアウトしたりする人たちは、そもそも進学すべきでなかったものであり、そういう人たちにまで政府がコストをかけて支援することに対して批判が出てくるだろうというご指摘がありました。

他方で、途中でドロップアウトしようが、低い所得の職に就こうが、高等教育を受けたこと自体にメリットがあるという考え方もあると思います。

このことについて、アメリカの場合について、ご説明いただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

パーナ：必ずしも学位を取得していなくても、[何年か] 大学に行った人のほうが収入が多いというデータは確かにあります。しかし、学位取得者のほうが優遇されるのは確かで、学業を修了した者にとって便益が大きいということだと思います。

アメリカでは、私が先ほどお見せしたように、中退率が高いことが大きな懸念事項となっています。学位取得者を増やすよう訴える慈善団体もたくさんあります。また、国際競争を勝ち抜き、新たに創造される仕事に対応できる労働力を準備するためには、国民の教育レベルを高める必要がある、というのがオバマ政権

のレトリックでもあります。これは大きなランドスケープの一部です。

その他の議論として、私は最近出版した本において、経済学者が、国際競争に勝ち抜くためにこの国にとって必要だと考える教育レベルに到達するためには、現在のシステムにおいては処遇されていない人々に対して、より良い教育を提供することが不可欠であるということを論じました。つまり、歴史的には、大学に行くこともましてや学位を取得することも無かった人々、例えば低所得層の人々、エスニック・マイノリティの人々、特定地域に住む人々、こういった人々の中から学位取得者を出していくには何をすべきかということを考えなければならないのです。

教育レベルを高め、より多くの人が進学するよう高等教育を拡大させた場合には、学位未取得者の増加というリスクも同時に発生するのではないか、というのが問題点でした。それは国としてはアメリカのことが想定されていますよね。これは、アメリカには多種多様な多数の高等教育機関があるということにも現れていると思います。

全ての人に機会が与えられるべきだというのがアメリカの哲学です。もちろん皆がこれに賛同しているわけではありませんが。これに対して、私が主張しているのは、全ての人々が、大学に行って成功するための学業の準備ができていべきだということです。我々はまだそこに達していません。

また、アメリカでは、学業的なレディネスに加えて、経済力と情報という問題があり、これら三つのカテゴリーがそれぞれ重要だと思います。

アメリカでは、初等・中等教育による学業のレディネスが高等教育で必要とされる学業水準に達していないという問題もあります。これらが、私たちが現在検討している課題です。

パー：同じ問題について簡単にコメントします。なぜ、学位を取得しても良い成果（高収入）が得られず、ローンを返済できなくなるのか。これについては、パーナ先生が今お話しされた教育システム上の問題があるのも事実です。これは非常に重要な問題で、これ以上付け加えることはありません。

二番目の問題として、少なくともいくつかの国においては、優れた卒業生がいながらも、労働市場に問題があるということがあります。卒業生を吸収できる流動的な労働市場が必要です。

さらに三番目の問題として「運」の問題もあります。確かに平均でみれば学位取得者のほうがより多くの収入を得ています。しかしこれは平均でしかありません。この平均値の周辺に分布が広がっているのです。つまり平均以上に稼ぐ人もいれば、平均以下の人もいます。

こういったことがあるからこそ、ローン制度には何らかの保証制度が必要になるのです。ただし国としては、すべての学位取得者が高所得者になるわけではないからといって、この制度を悪い制度だとみなしてはならないという点を認識しなければなりません。

運が悪いために高収入を得られない学位取得者もいるでしょうし、あえて収入の良くない職業を選択する者もいるでしょう。また、介護や子育てといった理由により仕事に時間をさけない人もいれば、仕事に時間をさけない時期もあるでしょう。

したがって、稼ぎが悪いからといって、その人が怠け者であるかのような議論をしてしまうと、重要な多くの問題を見逃してしまうのではないかと危惧します。

岩田：ありがとうございました。パー先生は非常に優しい経済学者だということがよく分かりました。それでは、魏先生、よろしくお願いします。

魏：私からは、所得連動型返済方式について、技術的



な側面からコメントしたいと思います。

私は、所得連動型返済方式というのは、健全な徴税システムの上に成り立つものだと思います。中国の場合、現在のところ、このようなタイプの学資ローンの導入については議論されておられません。というのは、中国では、歳入の多くが間接税によるものであり、直接税である所得税は全体の20%を構成するにすぎないからです。税金の構造は、所得連動型の学資ローンの導入においては非常に重要な意味を持つと思います。他方で、日本では、歳入の多くが所得税から来ていると思いますので、このような方式を導入することには問題はないでしょう。技術的な観点からは、日本が所得連動型返済方式を取り入れるというのは、非常に合理的なことだと言えらると思います。

次に、濱中先生が触れられた、中国の抱える課題についてお話ししたいと思います。濱中先生は、もし高等教育システムがさらに拡大した場合に、学生支援制度が破たんしてしまうのではないかとおっしゃられました。これは確かにそのとおりだと思います。

私の報告では、中国は、2007年の政策に基づいて、徐々に学生への経済支援の制度を構築してきたと申し上げました。これまでのところ、この制度は比較的うまくいっています。しかし、将来に渡って、この経済支援制度が、様々な変容に対応できるとは言えません。この点について、いくつかのポイントをお話しします。

まず、授業料の水準についてです。私は、現在授業料は、公的高等教育機関の全支出の26%しか賄っていないということをお話ししました。言い換えれば、現在のところ、中国の授業料は非常に安いということです。授業料の水準は10年間変わっていません。しかし今後は、授業料は確実に上がっていくでしょう。

二番目に、授業料の高騰と学生数の増加にともない、奨学金や給付金の額もその需要の増大に合わせて増えていくだろうということです。出身地（生源地）学資ローンについては、現在までは上手く行っているのですが、このローンに係る公的な負担は非常に大きいものです。政府は、利子補給とリスク補てん基金にかなりの額を支出しています。今後、学資ローンの額が増えれば、政府にとっての負担も同様に大きくなっていくはずですが。

三番目に、中国の財政事情は今年大きく変わったということです。過去の数年間において、経済成長率は



30%超え、10%超えということもありましたが、最近これは顕著に下がってきています。2014年は、経済成長率はわずか8%でした。このような状況が今後も続くならば、限られた公的財源を、社会保障、医療制度あるいは義務教育制度が奪い、学生への経済支援制度の財源が逼迫するということになるでしょう。

今後、中国の学生支援制度は、改革を余儀なくされると思います。恐らくは、国の歳入構造の変容にともない、つまり、直接税である所得税が歳入の50%以上を占めるようになれば、そして、中国が固有の所得税徴収システムを構築するようになれば、中国もまた、所得連動型返済方式の導入を検討することになるでしょう。

岩田：魏先生、どうもありがとうございました。それでは、芝田先生、色々と反論をお持ちではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

芝田：確か、濱中先生からの私に対するご質問は、大学の質保証と学費制度の関連という点が1点あったと思いますが、先ほどプレゼンテーションの中でも申し上げたとおり、イギリスが最初に1,000ポンドから3,000ポンドに授業料を引き上げたときは、新たに得られた財源を教育研究の向上に充てたと理解しています。日本でも教育研究の質を向上させようと思うと、やはり一定の財源が必要だと考えます。

一つのやり方は、授業料の値上げですが、日本の場合は、私立大学が大きなシェアを占めているというこ

ともあり、全国一律に授業料を上げるわけにはいかない。国立大学だけ授業料を大幅に上げるという選択肢もありますが、先ほど申し上げたように、国立大学に配分されている運営費交付金の減額に繋がる可能性があるため、それも両手を挙げて賛成というわけにはいきません。

そこで、大学の経営サイドにいる者としては、一部の欧米の大学のように、特に同窓生からの寄附などを中心にした、新たな財源を確保する努力をしなければいけないと思っています。特に国立大学では、一橋大学のような特定の大学を除いて、今までほとんど言っていないほど努力がなされていなかった分野です。それを実現するために、是非、税制改正をしてほしいと思っています。具体的にいうと、寄附をした場合の税額控除なのですが、これを是非日本でも導入してほしい。それによって新たな財源を大学が独自に獲得する道をもっと広げていきたいと思っています。その財源を得て、教育研究の質の向上をサポートしていくということが一つの課題です。

それから是非提唱したいと思っておりますのは、特に教育面での質の向上に資すると思っておりますが、イギリスがやっているような効果測定指標（KPI）の公表をやるべきだと思っています。日本でも、様々な指標や情報の公表が進められてはいますが、もっと分かりやすくシンプルな、絞り込まれた指標を公表すべきだと思っています。

その一つは、先ほどバー先生のお話にありました学生による授業評価結果です。それから、確かイギリスの場合は就職率や就職後一定期間経った後の収入といった、なかなか補足しにくいようなデータまで、KPIとして公表していると理解していますが、競争を働かせるためには、そうした分かりやすい手法を用いてやるべきだと思います。

日本でも様々な評価システムが導入されていますが、分かりやすいシンプルな指標、これが必要だと思います。これについては、バー先生からさらに情報提供いただけるかもしれません。

岩田：小林先生、問題点あるいは日本の事情について補足していただける点、これが課題だという点がありましたらお願いします。

小林：様々な問題が出てきて、聞いている皆さんは、大量の情報が入ってきて、全体像が見えなくなっているのではないかと思います。



最初に濱中先生から問題提起されたのは、そもそも何のために奨学金をやっているのかという理念の問題で、これはやはり一番重要な問題です。日本の奨学金制度は1943年、つまり70年前にできたもので、基本的にはメリット・ベースのシステムだったわけです。これは数少ない大学生を育成するという育英的な観点からなされてきたのですが、それが今のように学生の3割以上が奨学金を利用するという状況になっても、基本的には変わっていない。そのことが非常に大きな問題をもたらしているということでした。

それに対して、バー先生は、ローンというものをどのように考えるかということについて、違った見解を出されたわけです。特に重要なのは、ローンは一種のセーフティネットとして、あるいは保険として機能しているのだというお話だったわけです。こういった考え方は、今のところ日本の奨学金の考え方については出ていませんので、十分考える必要があります。

それから、今日はバー先生には特に所得連動型のローンについてお話しただくようお願いしていましたので、イギリスの全体像については言及されていません。イギリスの場合には、このほかにも給付型奨学金やグラントがたくさんあり、イギリスはもともと福祉国家ですので、学生に対する補助金もたくさん持っているのです。

それからもう一つ、この問題は決して奨学金をどうするかという問題だけでは片付きません。既に皆さんからも問題提起されていますが、最初に出てきたのが大学の質保証という問題です。お金を使う以上、特に公財政を使う以上、質をどう保証するのかということは非常に真剣に考えなければいけないということです。それについて幾つか議論がありました。

次に、では大学卒業者が何をしているかという問題です。労働市場の問題、あるいは就職が良いか悪いかということにも繋がってくるというお話がありました。平均的なものは捉えられるのですが、それ以外に、ラッキーな人もいればアンラッキーな人もいるから、それをどのようにするかということも問題だというお話がありました。これも非常に重要な論点だと思います。

濱中先生から、果たして日本はどのような形の奨学金制度を選択すべきかということについて、アメリカの方が望ましいのではないかということでした。

イギリスの場合には、全ての大学生がローンを選択し、在学中は一切支払わず、卒業してから払うというシステムですが、アメリカの場合は、パーナ先生が説明されたように、複数の選択肢があって、非常に多くの種類のローンがあり、連邦ローンだけでも非常にたくさんあるプログラムがあります。しかし、他方で、こういったことが、逆に選択を難しくしているという問題もあるわけですね。

日本も、今後所得連動型返還を導入するときに、非常に簡単なシステムにするのか、それともアメリカのように選択肢がたくさんあり、学生ができるだけ自分に都合の良いものを選択するのか。これは非常に大きな問題です。日本学生支援機構の奨学金にも、一種（無利子）と二種（有利子）があり、そこに所得連動型が入っていますので、かなり制度として複雑になってきています。今後これをどうするかという問題です。

それに関連して、情報ギャップという問題があります。なかなかこの問題には馴染みがなかったかと思いますが、これだけ制度が複雑になってくると、私は果たして日本の奨学金制度をどれだけの人がきちんと理解できているかというのはかなり疑問です。私も実はそんなに全体像は分からないのです。そのような状況の中で、今後の制度をどうするか、これをもう一回考え直す必要があると思います。

そして、「神は細部に宿る」、英語では神ではなく「悪魔」だそうですが、細部の設計もこれから非常に重要になってきます。

岩田：ありがとうございます。今の小林先生のまとめを受けまして、バー先生、いかがでしょうか。

バー：皆さんが提起された、いくつかのポイントについてコメントさせてください。最初に、芝田先生は同窓会による寄附についてお話しされましたね。同窓会が母校に還元しようとする伝統のあるアメリカにおいては、これは重要な要素をなしています。しかし、そのアメリカにおいてさえも、実態を見ると、寄附金額の大半が、一部の教育機関に極度に集中しているということが分かります。つまり、寄附は一部の少数の教育機関にとってしか実質的に機能していないということです。

イギリスでも、寄附による資金獲得という方法を模索してきましたが、我々はアメリカのような伝統を持っておらず、非常に苦労しています。小林先生が言われたように、イギリスは福祉国家の伝統に成り立っており、国家が負担すべきだという考えが根強いのです。同窓会から資金を獲得しようとする考えは決して悪いものではありません。しかしながら、それがどこまで有効か、またそれがどのくらい迅速に効果を発揮するかといったことについては、あまり楽観的になるべきではないでしょう。

芝田先生は、イギリスにおける質保証に関するデータ収集についてもお尋ねになりました。ここで明確にしておきますが、私が申し上げたことは、あくまでも私がこうあってほしいと考えることであって、質保証の効果的な仕組みのあるべき姿です。

イギリスでは今この仕組みを導入してきたところで、先ほどお話ししたようなデータを集め始めたところですが、まだその全てが集まっているわけではありません。例えば、私のコースの学生による授業評価については、これはまだ公表されていません。高等教育機関に対してこうしたものを公表する義務はないのです。

「キー・インフォメーション・セット」と言われるものが端緒に着いたところです。これは、卒業生がどのような職業に就いているか。ここでも、私たちはいくらかのデータを持っていますが、まだ十分ではありません。こうした取組はまだ発展途上だと言えます。

日本のために申し上げたいのは、まず、どのような情報を収集すべきかを明確にすること、そして、その次に大学との戦いに備えることです。というのも、大学というのは、他大学にはこうしたデータを公表してほしいと思っはいても、自分の大学については公表したがるものだからです。したがって、強い抵抗を受けることになるでしょう。おそらく、データの公表に賛同させるためには、いくつかの大学の副学長を呼び出してお尻を叩かなければならいでしょう。

小林先生は、イギリスは福祉国家タイプ的高等教育観に根差していて、学生に対するグラントのシステムを有していると、大変正しい指摘をされました。しかし、私の見解では、世界は変容している。グラントは、同一年齢人口の5%しか大学に進学しない状況であれば実施可能ですが、進学率が50%に達しようしている現在、グラントとは異なるアプローチが必要なのです。

確かにイギリスではグラントに多額の予算を割いています。しかし、もし私にそんな力があれば、大学生のためのグラントの予算を廃止してしまって、先ほどお話ししたポリシーに基づいて、より早期の教育に充てるでしょう。つまり、小学校でのリテラシー教育やニューメラシー教育、また、貧困層の生徒が高校を卒業できるよう経済的な支援をすることに使うでしょう。機会均等の実現を求めるのであれば、こういったことにお金を使うべきではないでしょうか。

政治家たちはみなグラントにお金を使いたがります。この点が、経済学者と政治家が衝突する点です。私は経済学者が正しいと思っています。ただし、私は「政治家」ではありません。

岩田：ありがとうございます。では、パーナ先生、よろしくお願ひいたします。

パーナ：いくつかコメントしたいと思います。授業料の値上げについてですが、アメリカの高等教育システムの特徴の一つは、非常に多様なマーケットの上に存立しているという点です。いわゆる「エリート」タイプの大学、私が勤めているような大学があり、これは少数の私立大学です。それから、地域にある大学、これらは、コミュニティ・カレッジのような全ての人の門戸の開かれた大学から公立大学まで難易度に幅があります。したがって授業料の額にも様々なレベルがあるのが適切ですし、それぞれのセクターにそれぞれのやり方があって当然なのだろうと思います。

寄附や献金による資金獲得力というのも、機関によって異なってきます。私が勤務する大学のように、授業料の額面価格は非常に高くても、寄附金がたくさん集まり、機関独自にグラントを支給する財力があるため、低所得層の学生にとっての実質的な学費が、より難易度の低い大学よりも安くなるということはよくあります。こうした次元についても検討する必要がありますように思います。

質保証の効果測定指標（KPI）についてですが、カレッジ・スコアカードにはどのような指標が示されているかをお話ししていませんでしたし、私の配付資料を見ても読み取れないと思います。これらの指標は、平均のコスト、6年間での卒業率、連邦政府ローンのデフォルト率、連邦政府ローンの借入率、就職率等を示していますが、全ての大学を通じて得られる情報ではありません。

次に、単純なものがいいか、それとも複雑なほうがいいのかという問題についてお話ししたいと思います。これは本当に根本的な問題だと考えています。

アメリカのシステムは、想像し得るありとあらゆる点において複雑さをきわめています。機関の種類も複雑ですし、学生支援の種類も複雑です。これには理由があり、つまり、アメリカの高等教育システムが市場に基づいているからだということです。言い換えれば、利害関係に成り立つシステムということです。学生数についても機関の規模についても、非常に多様なマーケットがあり、それに対応すべく、こうした学生支援のプログラムがあるのです。

現在執筆中の著作において私が試みているのは、事実に基づいて、アメリカのいくつかの政策間に調整、連携をもたらす方策を検討することです。

現在、公立学校への州政府からの補助は、授業料とは無関係に規定されており、また、授業料は学生支援とは無関係に規定されています。例外もありますが、一般的には、州からの補助金、授業料、学生への支援、これらが学生が大学に進学できるかどうかを左右する手段なのですが、これらはみなばらばらな手段なのです。きっと、これらの手段をより相互に連動させて、よりよい方法を見出すために、もっと計画性を持たせることができると考えています。

岩田：パーナ先生、どうもありがとうございました。

それでは、フロアから質問を受け付けたいと思います。これだけの高名な先生方が一堂に揃うことはなか

なかないかと思しますので、是非質問していただければと思います。

質問1：パーナ先生が提起された、年長の学生へのローンあるいは奨学政策をどう考えるかという問題について質問したいと思います。

日本では、学部生に限れば18歳から22歳ぐらいの学生がほとんどを占めます。若い人がそのまま大学に行き、その後すぐ仕事に就いていくという伝統が続いてきた社会です。しかし、大学院進学者が増えたり、あるいは生涯学習ということで、より幅広い年齢の人たちが大学にアクセスできるようにしていこうとも言われています。

そこで、各国では、この問題を理念的にどう考えるのかということをお伺いしたいと思います。パー先生がご紹介された、若いほど投資効果が社会的に高いという議論を前提にすると、成人学習を行う人たちに対して、どのような理念を持って社会的投資を正当化できるのでしょうか。

もう一つは、中国においては、経済成長が進む中で、大学に行けなかった世代が成人学習を行ってきた長い伝統があると思いますが、そこに対してどのように公的な財政投資をするのか、あるいはお金が足りない場合に、どのようなローンを作っておくのかについて伺いたいです。

岩田：どうもありがとうございます。極端な例では、リタイアした人が趣味のために大学に来たり、技能を伸ばしたいという場合に、公的に負担する根拠があるのかどうか、そういうことです。

それでは、まずパーナ先生、お願いいたします。

パーナ：ご質問、そして情報提供ありがとうございます。アメリカにおける研究のほとんどは、年長学生よりも従来どおりの「新規高卒の」学生を対象にしています。その理由の一つは、年長学生については十分なデータが得られないことにあります。中等教育から高等教育へと進む学生たちに関する追跡データは持っているのですが、中等教育を卒業してしばらくたった人たちがどのように大学に進学しているかを把握するのはより難しいのです。おそらく、お金も問題になるでしょう。

ここで、経済支援の種類について少し述べたいのですが、ニード・ベースのグラントを廃止するという議論については反論しておきたいと思います。ニード・ベースのグラントの支給状況と大学進学率は、特に低

所得層の学生において強い相関関係にあるということは、アメリカの調査により判明している一貫した事実です。したがってなかなかこれを廃止するというわけにはいきません。

年長の学生にとってもお金は問題になると思います。パートタイム学生への支援は比較的少なく、これも一つの問題です。雇用者による授業料補助という制度もありますが、その取得率は極めて低くとどまっています。また、幾つかの定性的調査に基づいて、個人の生活という観点から年長者の大学入学に伴う問題を見ると、例えば、子育てができるかどうか、自宅や職場の近くに大学があるかどうか、交通手段はどうかといったことがあります。これらも考慮されなければいけない課題だと思います。

最初に申し上げたポイントで、議論の中でも出てきたと思いますが、高等教育の費用負担の責任をどう考えるか。これは直接には、年長学生あるいは非伝統的な学生に関するテーマではありませんが、同様に、コンテキストを超えて考え得る問題だと思います。

アメリカでは、従来の「新規高卒」年齢の学生においても、大学進学費用を支弁する責任は、親よりもむしろ学生自身が担うようになってきています。このような費用分担は様々な形で見られ、このことも、大学進学を遅らせる、あるいは高校卒業と同時に進学しない学生が増える要因となっているかもしれません。つまり、まずは仕事をして進学費用を稼がなければならぬからです。この問題については、引き続き考えていかなければいけない課題が数多くあります。

岩田：ありがとうございます。それではパー先生、よろしくお願いします。

パー：グラントの問題について少し言わせてください。私は大きな食い違いはないと考えています。確かに私は、より多くのお金を早期の教育に充てるべきだと言いました。私が反論しているのは、グラントに多くの予算を割くことが、いつでも無条件に良いことだという考えに対してです。グラントというのは特定の目的を持つ制度です。つまり、もしそれが無ければ大学に行くことができなかつたであろう学生を支援するという目的です。グラントというのは、適切な対象に対して支給されるべきものです。そこには、今、パーナ教授が行われているようなリサーチが伴うべきです。イギリスでは、政府がデータを持っていて、それを研究者に提供してくれませんが、しかし、私が言おう

としているのは、グラントの対象について十分に考えなければならないということ、そして予算の濫用になるようなばら撒きにはならないということです。

では、年長者への経済支援という問題に戻しましょう。確かに、伝統的なモデルは、若い学生たち、またフルタイムの学生たちです。これは良いモデルではありますが、もはや唯一のモデルではありません。パートタイムの学習、学習の形態、そして学生の年齢という点において、より柔軟に対応できるシステムにしていくことが重要です。

年長の学生に対しても経済支援が必要だと言える理由は、私には三つ考えられます。一つは、平等性の議論によるもので、社会的不平等によって、若いときに大学進学できたはずの人たちが進学できなかった時代がかつてあったからです。

第二の理由は、先ほど申し上げた、スキル偏向型技術革新がスキルへの需要を増大させているということです。時間が無くてお話しできなかったのですが、必要とされているのはスキルだけでなく、また訓練だけでなく、繰り返し再訓練することでもあるからです。なぜなら、今日のスキルはかつてよりも陳腐化するのが速いからです。したがって、若いときに学位を取得した人も、また戻って訓練を受けなければならないのです。

これは、投資の収益という観点からもいいことです。投資が生涯続くのであれば、より若い時に投資するほうが効率的なのですが、投資が短い間となると、若くない学生に対しても支援するというのは、ずっと手堅い経済的提案になると言えます。

三つ目の理由は、単純に、年齢差別は避けるべきだということです。こうした問題を考えるイギリス政府の小さな委員会に属していたのですが、そこでの結論は、理念上の原則としては、全ての人が全ての年代において大学に行くことができるべきだということです。しかし、生計をもカバーするようなローンというのは、年金受給年齢よりも若い人にも適用されるべきです。年金受給年齢に達したら、生計を立てる別の手段を得られるのですから。

以上が、年長の学生に対しても経済支援をすべきだということの強力な根拠になると考えています。

岩田：パー先生、ありがとうございます。魏先生、中国の状況については、いかがでしょう。

魏：ご質問の内容は、中国においても重要な意味を

持っていると思います。年長学生についてですが、中国では、再度教育を受けている学生に対しては、正式な支援制度がありません。私の報告で紹介した学生支援は、全ての通常の学生、言い換えればフルタイムの学生を対象とするものです。今後は、知識基盤社会において、中国もまた、これらの問題に焦点を当てて、学生支援制度を変革していかなければならなくなるでしょう。

岩田：魏先生、どうもありがとうございました。

今のご発言を受けて、日本側の状況として、芝田先生、濱中先生、何かコメントがありましたらお願いします。

芝田：パートタイムの学生の問題は、これから大変大きな課題になると思っています。理念的に考えると、パートタイムの学生に対してもローンの提供があるべきです。これは今もお話がありましたように、知識基盤社会の非常に大事な層を形成する人たちが、常に新しい知識を吸収する必要があるわけですから、それは社会にとっても非常に重要なことで、ローンの対象になるべきだというのは正当な意見だと思っています。

しかしながら、実際にこれを設計する立場になると、返還の期間をどうするかといった、相当難しい問題がたくさんあることが直ちに予想できます。恐らく政策立案者としては、まずは伝統的な年齢層の学生、フルタイムの学生に対する所得連動返還方式を導入するというのが順当なステップかと思いますが、その先にはパートタイム学生の問題を必ず検討しなくてはならないだろうと思います。

濱中：パートタイムの学生の問題は、かなり重要な問題を孕んでいると思います。パートタイムの学生がどこで増えるかということをも日本で考えたときに、恐らく研究大学のような非常に選抜性の高い大学ではなく、職業教育に近いような教育を行う私立大学や専門学校であることは予想ができます。

アメリカでは恐らくそれをコミュニティ・カレッジという公立の学校が担っていますし、イギリスでもファーザー・エデュケーション・カレッジ (Further Education College) と言えば公立ですから、比較的安い授業料で行けるのです。

ところが、日本では、このような高等教育の裾野を支える部分が全て私学で、授業料が高い。これがやはり、他国の状況とはかなり違う問題なのです。高等教育の裾野を広げるときに、どうやってその費用を賄う

のか。それは、奨学金のような形ではなく、本来は税金で直接に支えるべきなのではないかと思うのですが、これは日本では非常に難しい問題です。

そこで、各国では、非エリートの高等教育を誰がどう支えるかについて、どのような議論をされているのか伺いたいと思います。

岩田：ちょっと難しい質問になりましたね。では、バー先生、よろしくお願いします。

バー：大学支援のためにどのように税金が使われるべきかということですね。私が先ほどお話ししたように、高等教育が、個人に対してだけでなく社会に対してもたらす便益を考える必要があります。さらにこのほかに、再分配に関わる理由があります。つまり、恵まれない背景を持つ学生たちに対して高等教育の機会を提供するような機関を支援するということです。

アメリカのコミュニティ・カレッジはその優れた例だと思います。私が働くロンドン・スクール・オブ・エコノミクスのように、国際的な競争の舞台に立つ大学もあり、こういう大学は自分の面倒は自分で見る、そして国際的に競争していく十分な力を有しています。他方で、私の大学から3キロ離れたところには、地元の、教育経験の限られた学生たちが通う大学があり、アメリカのコミュニティ・カレッジのような役割を担っています。こうした大学は、競争をすることはなく、また、競争はこういったタイプの大学においては悪しきモデルになります。パーナ先生が高等教育機関の多様性ということについて話されたと思いますが、それは必要かつ望ましいことでもあると思います。私が申し上げた競争モデルというのは、一部のエリートタイプの大学には適用され得ますが、全ての大学に対してではありません。別のタイプの大学があり、またそこでは、多くをあるいは全てを納税者の負担に依拠しているということがあっていいのだと思います。

パーナ：それに少し付け加えさせていただきます。納税者のお金の利用方法には二つの選択があります。授業料の額面価格を下げることを目的として、高等教育機関に直接配分されるべきか、あるいは、その基準が何であれ、基準を満たす特定の人々を対象とする学生への経済援助に対して配分されるべきか、つまり、進学費用を払うのに大きな困難を抱える学生たちに直接与えられるべきか、ということです。

アメリカにはどちらも存在します。コミュニティ・



カレッジや授業料の安い大学においては、機関への補助が行われています。こうした大学では教育コストが安く、したがって授業料も安いのです。別のタイプの大学、つまり授業料が高い大学では、支援はむしろ学生に対して、その経済的必要性に応じて与えられません。もちろんほかの基準もあります。

岩田：ありがとうございます。その他にご質問はございますか。

質問2：私は親ですので、子どもの学費だけでも大変です。しかも子どもが複数いればさらに大変です。一人を前提に制度設計をされると、とても困るということを申し上げます。

日本で最近問題になっているのは、学生のアルバイトです。奨学金を借りて何とかやる学生もいますが、それだけでは足りない場合、あるいは奨学金を借りるとたくさん借金を抱えてしまうので、あえて借りないという選択をしている場合もあります。日本でも親から得られる支援が少なくなってきており、仕方がないからアルバイトで生活をやりくりするのです。そこでは、日本の労働市場の問題もあり、違法な扱いを受けたりすることもあります。

もう一つの問題は、アルバイトに追われて勉強ができないという問題もあります。週に20時間ぐらい働く学生は珍しくありません。外国ではこのような問題が起きていないかお伺いしたいと思います。

また、学生の生活が非常に苦しくて、学業に力も十

分注げないということは、日本の競争力というよりは、むしろ社会の維持のために非常に危険な状態ではないかと思えます。そのような意味で、社会の維持や技術を維持していくために高等教育への投資が必要ではないかと思えます。

今回は公費支出の水準が論点として出ていませんが、日本の場合はGDP比で見ると少ないと言われています。この議論なしに、とにかく財政が苦しいからという議論をすべきではないと思えます。足りないのだったら引き上げるべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

岩田：濱中先生も、日本では奨学金が生活費まで賄っていないという問題をご指摘になりましたが、その点を含めてもしご助言いただけたところがありましたらお願いします。

パーナ：アメリカでは、生活費はニード・ベースの経済支援の受給資格の計算式に含まれています。この計算式は、就学中の子どもの数も考慮に入れるもので、進学費用についても単に授業料だけでなく、生活費も組み入れられた形になっています。

学生が在学中に働くことについては、私が行った研究においても考察したことなのですが、ここには二つの問題があると考えています。一つは、調査の結果として分かったのですが、すべての費用を自分で働いて賄おうとして、一切のローンを回避する学生がいるということです。経費を支弁する方法はたくさんあるにもかかわらず、自分の家族がそれを払えないのなら、自分で働いて賄おうとするということです。これが第一の問題点です。

これとともに、定性的なデータが示しているのは、一日の時間というのは限られていますので、学生たちがアルバイトに時間を割けば割くほど、勉強する時間は減るわけです。したがって、学業面での問題が出てきています。このことは、学生自身にとっても非常にストレスになっています。授業に出席しながら、どうやって働く時間をやりくりするかというストレスです。

アメリカでは、多くの学生がアルバイトに長時間を費やしていて、また、子どもを持つ学生も多いですし、その他の様々な生活の問題を抱える学生もいます。多くの問題がここにはあるのです。

もう一つ指摘をすると、調査によれば、一週間の労働時間が10時間～15時間で、しかもオン・キャンパス

で働く学生たちは、卒業率が高く、しかも、全く働かない学生よりも良いという結果が出ています。いくつかの大学では、ローン・リプレースメント・プログラムを提供しています。大学がローンの保証をし、学生には返済義務の無いグラントを支給しています。このプログラムに、1週間あたり10時間から15時間のアルバイトが組み込まれています。このくらいであれば適切な労働時間であると言えますし、時間のやりくりもうまくいくでしょう。調査からは、週20時間以上働くと、学生たちの成績が下がり始めるという結果が出ています。

パー：親の負担に関する質問に答えたいと思います。経済学者というのは端点解、つまり、多くの解決方法があるのに一つの方法しか用いないというのを嫌います。親は賃金労働によって負担できますし、学生はローンを通じて将来の収入によって払うことができます、あるいは、納税者も払うことができます。このうちのどれかが主要な方法であるべきだというのは、経済学者の目から見ると正しくありません。

主要な財源として親の負担に頼るとするのは、おっしゃられたような問題を引き起こします。よって、これを許すのは悪いシステムです。学生の賃金労働に頼るのは、当然ながら学生にとっては大きなストレスで、学業を怠ることになります。税金によってすべてを賄うというのは、ごく小さなシステムにおいてしか有効ではありません。税金に依存しすぎることに對しては、質、アクセス、規模という高等教育財政の三つの目的の達成の失敗を導くという反論があり、今日は時間が無いのでお話ししませんが、このことは詳細に論証することができます。

質問への回答は、ローン制度を持つならば、それは授業料と生活費の両方をカバーするだけの十分なものでなければならない、そうすれば、すべてを自分の力で賄いたいと願う学生の希望を実現することができます。しかし、親が支援したがっていて、学生もそれを受け入れるのであれば、それは素晴らしいことです。その場合は、学生はより少額のローンを利用すれば済みます。パートタイム労働については、もしそれが強制されたものでなく、パーナ先生が言われたような支援パッケージの一部に組み込まれたものであれば、これも実際に有効なものだと思います。

したがって、ローンというのは、端点解を回避するもので、特に、親の負担に頼るとか、賃金労働に頼る

とか、税金に頼るといった悪しき端点解を回避するのに有効なのです。

最後に、GDPに占める高等教育費の割合についてですが、これはおそらく財務省が答えを探し求めている問題ですね。何が問題かという、これに回答するためには、高等教育がもたらす様々な便益を、科学的に十分検証可能な仕方でも数値化する必要がある、ということなのです。いろいろと理由はありますが、私はその方法を知りません。むしろこれは判断の問題ですし、あるいは、他国の状況を見ることも参考になるかもしれません。国は、人材への投資としてだけでなく、むしろ保険として、教育に投資すべきだということもできます。教育への投資は、外国に人材を奪われることを防ぐための保険であり、技術の退行を防ぐための保険でもあるのです。

したがって、端的には、「分からない」というのが私の答えですが、ただし、もし間違えたら、より多く投資して間違えたほうがいい、ということとは言えると思います。

岩田：パーナ先生、バー先生、ありがとうございます。では最後に、本日の企画者の小林先生から、難しいとは思いますが、このパネルディスカッションのまとめをお願いしたいと思います。

小林：論点が非常にたくさんありますので、あえてまとめるということはしませんが、幾つかお伝えしておきたいと思います。

まず、私たちは日本でも様々な調査をしております。幾つかの点についてはエビデンスを提出しております。例えば最後にご質問にありましたアルバイトと学生生活の関係ですが、これについても「学生生活調査」等幾つかの調査を行っており、アルバイトを減らすことに奨学金が寄与しているというようなことは調査結果からも分かっています。ただ、残念ながら財務省から出ている調査では全く逆の結果が出ていて、そのあたりは、論争になっているということをお伝えしておきます。

教育水準の問題についても、やはりエビデンスを示さないといけません。文部科学省は、国際的に見て低いと言っていますが、それだけでは問題が片付かないところに来ているということを申し上げたいと思います。大学がどの程度社会に対して貢献できているかということについて、エビデンスを示すということが非常に重要だということを、バー先生も指摘されまし

た。これについて、教育再生実行会議で幾つかの論点を出してありまして、国立教育政策研究所でも幾つかのエビデンスを出してあります。日本でもこのようなエビデンスに基づく議論が進行しているということをお知らせしておきたいと思います。

それから、バー先生によれば、ローンは生活費と授業料をカバーすべきだということなのですが、これについては、逆に私たちの検討会議においては、ローンの総量を規制すべきだ、借り過ぎを防ぐべきだという議論もあります。こういった点についても、これからエビデンスを基に議論していくことが必要であろうと思っています。

寄附の話や国立大学の運営費交付金についても現在検討が進められております。ここでも、どの程度競争的にするのか、あるいは裁量を認めるのかというような点について、議論が行われており、近々この結論が出る予定です。

最後に宣伝となりますが、私たちの海外調査につきましては、これまでも文部科学省の委託事業の報告書、あるいは私がまとめた本、あるいは日本学生支援機構の調査報告書という形で公表しております。今回イギリスで行った調査につきましても、現在報告書を刊行すべくまとめているところであります*。

また、アメリカの学生支援、特にオバマ政権になってどのように変わったかということに関しては、東京大学の大学総合教育研究センターのモノグラフが出ており、これは大学総合教育研究センターのホームページからダウンロードできますので、ぜひご覧になってください。本日パーナ先生が説明されたことについても、様々な形で紹介しております。

それから、本日のシンポジウムについても報告書にまとめて、今後の議論の参考になるようにしていきたいと考えております。

本日は、皆さんに集まっただき、最後まで長時間に渡って議論いただいたことについて感謝したいと思います。

岩田：小林先生、どうもありがとうございました。時間を超過しましたが、これも、パネリストの皆様の非常に刺激的な報告、さらに非常に懇切丁寧なご助言があり、議論が盛り上がったためかと思えます。感謝の意を込めまして、壇上の先生方にいま一度盛大な拍手を頂ければ幸いです。ありがとうございました。(拍手)

*<http://www.jasso.go.jp/about/statistics/> 参照